

題 名：旭川地方法務局から自筆証書遺言書保管制度のお知らせ

本 文

旭川地方法務局から自筆証書遺言書保管制度のお知らせです。

自筆証書遺言書保管制度は自分で書いた遺言書を法務局に預ける事ができる制度です。

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するのに、とても有効な手段です。

今までは、遺言書を作成しても、相続人等に遺言書を発見されなかったり、改ざんされたりする恐れがありました。しかし、法務局に預けることによって、紛失や改ざんを防ぐことができます。また、家庭裁判所の検認も不要になります。

遺言書は、自ら書くことで、遺言者本人のみで作成できます。制度の利用をご検討される方は、旭川地方法務局^{あさひかわちほうほうむきよくきょうたくか}供託課、電話0166-38-1167まで、お気軽にお問い合わせください。

以上、自筆証書遺言書保管制度のお知らせでした。